資料１　「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方（中間案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

１　実施概要

(１) 意見募集期間

平成27年10月13日（火曜日）から平成27年11月13日（金曜日）

(２) 周知・啓発に関する取組み（資料２）

①　市政だより及び市ホームページへの掲載

②　市民説明会の開催（各区、5カ所）

③　市施設・公的機関における配布・閲覧（96ヶ所）

各区役所・総合支所、市政情報センター（本庁舎・宮城野区・若林区・太白区）、仙台市福祉プラザ、各市民センター、のびすく、市民活動サポートセンター、仙台公共職業安定所等

④　障害者関係団体・事業所等、権利擁護関係団体、特別支援学校への配布（477ヶ所）

福祉関係各種法人、障害福祉サービス事業所、障害者団体、精神科病院、特別支援学校、ひとにやさしいまちづくり協議会加盟団体、成年後見サポート推進協議会等

⑤　民生委員児童委員への配布（1,527人）

⑥　各地区社会福祉協議会会長への配布（103ヶ所）

⑦　仙台市メール配信サービスでの配信

⑧　障害福祉サービス事業所等へのＥメール送付

⑨　事業者団体への訪問・郵送（訪問：11ヶ所、郵送：2ヶ所）

⑩　事業者団体ホームページ掲載、広報誌掲載、会員への配布、研修会での周知

⑪　第13回ココロン・カフェ、ココロン・カフェ☆スペシャルの開催、ココロン・カフェ in SHOKEIでの周知

(３) 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール

２　意見数

(１) 提出者数　　36人・団体

内訳：専用はがき(12)、電子メール(専用メール14、インターネット広聴2)、ファクス(8)

(２) 意見件数　　113件

３　送付された意見等

（１）意見の内訳

以下、内訳、意見件数の順に掲載

1 前文 3件

2 目的 1件

3 定義 3件

4 基本理念 2件

5 市、事業者、市民の責務や役割 2件

6　不当な差別的取扱いの禁止等 7件

7　合理的配慮の提供 1件

8　基本的な施策 23件

9　差別等に関する相談等 15件

10 その他 56件

合計 113件

（２）意見の主な内容について

① 前文に関すること

○　障害のある人だけでなく全ての人が住みやすい社会づくりに資するということを明記すべき。

○　障害者の尊厳が尊重されてこなかった時代のことや東日本大震災で障害者が困難な状況に置かれたことについて触れるべき。

○　障害者が抱えてきた様々な困難を市民に伝えるとともに明るい未来が展望できるようなものにしてほしい。

　　② 目的に関すること

　○　「障害を理由とする差別の解消を推進し」の「推進」を削除してほしい。

　○　障害を理由とする差別を定義すること，障害を理由とする差別を未然に防止すること，差別を受けた場合の救済システムを構築等することを目的とすべき。

③ 定義に関すること

　○　用語の定義だけではなく「差別」そのものの定義をすべき。

　○　「不当な差別的取扱」は「不利益取扱い」，「不均等な待遇」とすべき。

　○　「障害者」の定義では「障害は社会の側に障壁があるということ」を明確にすべき。

④ 基本理念に関すること

　○　障害のある女性や児童に関する配慮を盛り込んでいることは評価できる。

　○　「共生社会を実現するため，社会的障壁を除去し，何人も障害者に対する不利益取扱いをしてはならないことと合理的配慮の提供の拡大が図られること」を1点目に記載すべき。

⑤ 市、事業者、市民の責務や役割に関すること

　○　市の職員の責務や役割も盛り込むべき。

　○　市民の役割において，積極的なメッセージを込めるべき。

　○　国の対応方針と関連させることで効果的に周知できるのではないか。

　○　「差別禁止」をはっきり明示すべき。

⑥ 不当な差別的取扱いの禁止等

　○　事例募集で整理した分野毎に規定することがよいのではないか。

　○　不当な差別的取扱いにおける「正当な理由のある場合」は，限定的に判断していく必要がある。

　○　不当な差別的取扱いの具体例などを示すガイドラインの作成が必要。

　○　障害者虐待についても規定してはどうか。

　○　障害のある女性に関する規定が必要ではないか。

⑦ 合理的配慮の提供

　○　合理的配慮についてわかりやすい説明を盛り込むべき。

⑧ 基本的な施策

　○　テレビ番組に字幕スーパーを入れてほしい。

　○　「社会参加」は「就労」だけを指す言葉ではない。

　○　好事例について褒章制度の導入を期待する。

　○　合理的配慮の提供の拡大に資する助成制度を設けるべき。

　○　手話通訳者の養成を充実してほしい。

　○　条例等の広報に努めるべき。

　○　条例に「教育」の位置づけをしっかり行うことが必要。

⑨ 差別に関する相談等

　○　相談から救済までの仕組みが不十分。

　○　相談窓口を明確に示す必要がある。

　○　相談機関の位置づけや組織を条例で明確化すべき。

　○　調整機関の位置づけや構成を明確化すべき。

　○　紛争解決の仕組みとして障害者差別禁止地域協議会を設置すべき。

　○　調整機関は独立した機関とすることが必要。

　○　調整機関は障害者に寄り添うべき。

　○　調整機関に係るガイドラインが必要。

　○　ハラスメントにつても相談対象とすべき。

⑩ その他

　○　わかりやすい条例にしてほしい。

　○　プライバシー保護を配慮した条例にしてほしい。

○　条例の見直し規定を設けるべき。

○　条例の名称について市の考え方を示すべき。

○　障害の表記について市の考え方を示すべき。

４　意見の内容と考え方

　※別紙（資料３）のとおり

以上